◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋清武君) 日程第3、議案第21号 平成30年度松崎町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(長嶋精一君) 議案第21号 平成30年度松崎町介護保険特別会計予算についてでございます。

詳細は担当より説明いたします。

(健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明)

○議長(土屋清武君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○2番(伴 高志君) まず、7ページ、歳入歳出の両項目ですけれど、これは、前年度比で2748 万7000円の増ということになっています。

やっぱり利用者が今後増えていく見込みということが説明の中にありましたので、この増額に対する町の負担とか、事業者に・・、特に・・、地域支援事業のところで、デイサービスが・・、介護保険の事業から外されてしまうものがあるんですか。

ちょっと詳細になってしまいます・・、ページ数はちょっとわからないですけれど・・、ご めんなさい。今は保険料の話でしたので・・、これは、増減というのは、近年で比較するとど のくらいなんですかね。

増え方というか・・保険料の・・、保険料は前年度比で・・、その前と比較すると・・、増 え方というのは・・、

- ○議長(土屋清武君) 伴君、はっきり質問をしてください。
- ○2番(伴 高志君) 割合が増えているんでしょうか。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 介護保険料につきましては、議会全員協議会でもお話をさせていただきましたが、標準月額で4400円から5200円に増えたというのとで、予算書の9ページ、歳入ですか、保険料で前年度比較で2748万7000円ほど増となっているところでございます。
- ○議長(土屋清武君) ほかに質疑はありませんか。
- ○5番(藤井 要君) 7ページのいま言った歳入の関係ですけれども、18.7パーセント、これ

は保険料の改定によって増えて、いま言ったように5200円位ですか、あるんですけれども、これは、被保険者というか、受ける側の影響というのは、いまどのように考えているのか・・、被保険者等から伺っているのかもしれませんけれども、伺っている内容がわかればお願いしたいと思いますけれども・・。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 保険料の値上げが被保険者の方に与える影響というようなご質問かなと思うんですが、できるだけ・・、以前は・・、現行、いま、4400円、今度は5200円に上げるということになるわけですけれども、一方で介護給付費が上がっていくと・・、それらに対応するために保険料をどう設定するかということで、できるだけ上げないようにということでやった結果、今回5200円という標準月額に落ち着いたわけでございます。

被保険者の方からみると値上げになるわけですので、当然困ったなということにはなると思いますけれども、できるだけ我われとすると、最低限のご負担をお願いするというようなことで、影響額の方もできるだけ低く抑えたということで、努力をさせてもらったというところでございます。

○5番(藤井 要君) 新聞報道等を見ますと、近隣市町よりもなんかやっぱり配慮してくれて いるということは感じております。

若干なりとも毎年増えていくということになりますので、これからもこの事業に対しては、 町の負担というのもだんだん、だんだん上がっていくということで、当局の考えではそんなに 急に上げないように努力をするということですけれども、これからも財源的には町長がいます ので、いろいろ福祉に関しても配慮していくと思いますけれども、その辺の今後の見通し等が ありましたら、お願いしたいと思いますけれども・・。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 介護保険料につきましては、今回たまたま標準月額が5200円というような金額でございました。

次の・・、今度は30年度から第7期の30、31、32の3か年の計画なんですけれども、次の第8期の33、34、35になりますと、以前お話しましたように、後期高齢者の方は2025年に向けて人数も増えていくという中で、おそらく介護認定者の方も増えていくのかなということでみています。

そうしますと、やっぱり介護保険料については、下がるということはちょっと考えられない のかなと・・、給付費は右肩上がりに上がっていく見通しでございますので。保険料もできる だけ抑えながら、やっぱり上げざるを得ないのかなということでみております。

ただ、我われとすると、やはり被保険者のことをやっぱり考えて、できるだけ上げ幅という

のを圧縮するような形で今後とも努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○3番(渡辺文彦君) 資料でもう一回説明をお願いしたいんですけれども、資料の3ページです。要介護認定者数と保険給付費の状況というのが棒グラフと折れ線グラフであるわけですけれども、平成27年度から急激に保険給付費が増加しているわけですけど、それは制度の改正によって、小さな施設でも受入が可能になって、利用者が増えたという話だったと思うんですけれども、棒グラフで見る限り、そんな急激な変化がないんだけど、折れ線グラフの方だけは27年から30年にかけて急激に上がっているんだけど、この辺の変化がちょっとよく理解できないんだけど、この辺をちょっと説明をお願いします。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 資料3ページの関係の折れ線グラフのところでいまご質問がご ざいました。

要介護認定者サービス受給者は伸びていないにも関わらず、保険給付費が特に27年度から28年度にかけてグンと上がってきております。これの要因といたしましては、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、制度改正が27年度ありまして、地域密着型の通所介護、こちらが18人以下の通所介護施設が新しくできたと・・、今までは、町内では1つしかなかったんですけれども、この制度ができることによって、更に町内で1つ施設が加わりまして、西伊豆町からも4施設、4事業所が新たに指定されて、行うことができたものですから、認定者やそういった受給者数は変わらないんですけれども、そこの事業所を使って通所介護をやる給付費がそこでぐーんと伸びてしまったということが、この折れ線グラフの方に反映されているかと思います。

- ○議長(土屋清武君) ほかに質疑はありませんか。
- ○3番(渡辺文彦君) もう一つよくわからないことがあるんですけれども、介護に関しては町内の方が、松崎町の方が西伊豆町に行っている人もいるし、南伊豆町に行っている人もいると思うんですけれども、結局・・、南伊豆町と西伊豆町と松崎町はおそらくその保険料率が違うと思うんですよ。

でも、利用する方はどこでも行けるわけでしょう。そうすると、まちまちでは違うのに、利用者は同じだというギャップがあると思うんだけど、その辺を自分ではどう理解していいのか・・、言っている意味はわかりますか。

結局、どこに行ってもいいなら、みんな同じような保険料率でいいのかなと思うんだけれど、 各市町で差があるのに町外の施設を利用できるということはどういうことなのかということ がよくわからないんですよ。

わかりますか、質問の意味が・・。単純に、ぼくもどういうふうに質問していいかよくわからないんだけれども・・。

- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 基本的に、松崎町の町民の皆さんが、例えば、西伊豆の施設に入ったりとか、南伊豆の老人ホームに入ったりとかしたとしても、給付費については住所地特例制度というのがございまして、松崎町の方に請求がまいりますので、決して・・、だから松崎町の方が南伊豆町の特養施設に入ったからといって、南伊豆町に保険給付費が請求されるのではなくて、松崎町に保険給付費が請求されますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。
- ○議長(土屋清武君) ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、この辺で質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(伴議員「あります」と呼ぶ)

- ○2番(伴 高志君) ちょっと予算書の中でうまく見つけられないんですけれども、地域支援 事業費、これは8ページの中にありますけれど、これは、比較増減で減額になっている部分で すけれども、この事業者というのは、町内の業者で行っているものですか。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 4款の地域支援事業費が下がったというのは、要支援1・2の 方の訪問介護ですとか、通所介護、元々は2款の保険給付費にあったんですが、それが29年度 からは4款に移ったと・・、昨年の予算編成の時には、それを多く見込んでいたところがござ いまして、今回その分を減らしたということで、260万円ほど地域支援事業費が減額になって いるということでございます。
- ○2番(伴 高志君) その計算が詳しくされているので、見込みは・・、本年度は前年に比べて少なく見積もっている・・、その計算上で減額になったという理解でよろしいですか。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) そのとおりでございます。
- ○2番(伴 高志君) それはわかったんですけれども・・、それにも関わらず、保険料は値上 げしなくてはならないというところで考えると・・、事業者にとっても負担というのは結構大 きいものがあるんじゃないかと考えるんですけれど、それはやっぱり・・、それぞれの事業所 の規模によって保険料とサービスの値段というのがまちまちになってしまいますので・・、難 しい問題かもしれないですけれども、町としては、そういうところの対応というか・・、どう

考えていますでしょうか。

- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 4款の地域支援事業費のところだけで見ますと、先ほど申しま したように、給付費が減っているものですから減となりましたが、実際保険給付費は今後も右 肩上がりで予定しておりますので、会計全体で見ていただければなと思います。
- ○2番(伴 高志君) それは理解できたんですけれども、やっぱりこの大きな保険制度の改定の中で、やっぱり要支援1・2に対する国の負担を減らして、市町にできるだけやって欲しいというようなことで、そもそも制度改正が行われたんじゃないかなと伺えるんですけれども・・、ですから、町の関わる事業者で・・、できること、できないことというのが、やっぱり・・、でてきちゃうと思いますので、そういうところはやっぱり町としてどういう対応をしていったらいいかというのは・・、それは一概に・・、町の政策として・・、そういうことにも繋がってくるかもしれないですけれども、いかがでしょうか。

要支援1・2というところに限定したところになってしまいますけれども・・。

- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 地域支援事業費は、通所、訪問介護、そういった給付サービス 以外にも健康教室ですとか、介護予防に努めている事業を盛っておりますので、決して国が市 町に押し付けたとか、そういうことではないのではないかと思っております。
- ○議長(土屋清武君) ほかにありませんか。
- ○5番(藤井 要君) 先ほど、町外に対する介護認定者というか、不足というか、2名いたのが1名になったということを聞いたわけですけれども、やっぱりこれはいろいろ少なくなった・・、町外に対する・・、人員・・、頼んでいるわけですけれども、これはやっぱり町内にいた方がいろいろな面で利便性は出てくると思うんですけれども、やっぱりこれは、なかなかなり手がいないんですかね。あちこち探して、もう取り合いみたいな格好になっていて・・、今後・・、また町内で直接雇うような格好に考えているのか、それとも、いま1人のところは町外で任せてしまうとか、そのような考えは、どのようになっているのか。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、昨年 の12月までは調査員2人いたんですけれども、そのうちおひとりの方はご家庭の事情でお辞め になられたということで、現状1人しかいないということになっております。

そうした中で、30年度の予算編成をするにあたっては、いまかなり申請件数なんかも増えてきておりまして、今の1人ではいっぱいいっぱいのところもあるものですから、その不足している分は町内の介護保険事業所の方にも調査をお願い・・、委託したりして対応しているところでございます。

ただ、いつまでもそういう状態というわけにはいかないものですから、なんとか2人確保していきたいと思っております。

よそにいらっしゃる、例えば有料老人ホームとか、そういうところに入っている方については、どうしても・・、行ければいいんですけれども、行けないところについては、やっぱり町外の事業所なんかに委託をせざるを得ないものですから、それは、そのまま今までどおりやっていくということで考えております。

- ○議長(土屋清武君) ほかに質疑はありませんか。
- ○3番(渡辺文彦君) 先ほどぼくも中途半端な質問をしたんですけれども、住所地特例がある というのをうっかり忘れていて、それで質問してしまったんですけれど、いま、町の中でその 特例を使って利用されている人がどれくらいいるか、わかりますか。
- ○健康福祉課長(新田徳彦君) 入所者が50名前後いらっしゃるかと思います。特養施設とか、 介護保険施設に入っている方が・・。

町内の施設に入っている人もいるものですから、何とも申し上げられませんが、だいたい50 人前後使っているのではないかと思います。

○議長(土屋清武君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(土屋清武君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号 平成30年度松崎町介護保険特別会計予算についての件を挙手により

採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(土屋清武君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時57分)